

草の根国際活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人石川県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県内の民間団体が行う自主的、創造的な国際協力、国際交流及び国際理解活動を支援することにより、これらの団体の育成を図るとともに、石川県の国際化推進に資するため、予算の範囲内において、これらの事業に対し、草の根国際活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を備える団体とする。

- (1) 活動の本拠地が石川県内にあること。
- (2) 国際協力、国際交流又は国際理解の推進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること。
- (4) 国又は地方公共団体が出資又は出捐している法人でないこと。
- (5) 非営利の団体であること。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 助成を受けようとする事業が、次に掲げる事業（以下「事業区分」という。）のいずれかに該当すること。
 - ① 石川県又は外国において行う国際貢献・国際協力の推進を目的とする事業（以下「協力事業」という。）であること。
 - ア 開発途上国等に対する援助を図る事業
 - イ 在住外国人に対する支援を図る事業
 - ウ 国際貢献・国際協力に係る地域の担い手の育成を図る事業
 - エ 国際協力団体の育成、活動の充実を図るための事業
 - オ 災害等緊急時における支援活動事業
 - ② 石川県又は外国において行う国際交流の推進を目的とする事業（以下「交流事業」という。）であること。
 - ア 外国人と広く地域住民の交流を深める事業
 - イ 地域住民の国際理解や地域住民と外国人との相互理解を促す事業
 - ウ 国際交流に係る地域の担い手の育成を図る事業
 - エ 国際交流団体の育成、活動の充実を図るための事業
 - ③ その他この助成事業の目的にふさわしく、特に必要と認められる事業

- (2) 対象団体が自ら企画、主催する事業であり、その事業内容等が具体化しているものであること。
- (3) 国又は地方公共団体、及びこれらが出資している法人から、同種の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 非営利の事業であること。

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する事業は、助成金交付の対象から除外するものとする。

- (1) 助成する団体の管理運営費的性格を有する事業
- (2) 石川県以外の国内で実施される事業
- (3) 当該年度内に完了しない事業
- (4) 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- (5) 計画事業費が10万円に満たない事業
- (6) 公共の秩序、安全を害する恐れのある事業
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした事業
- (8) 過去3年間連続して助成を受けた事業

(助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象経費は、事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に基づいて算出するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、認定された助成対象経費の2分の1以内の額で、1事業について10万円を限度とする。

ただし、2年間もしくは3年間連続して助成を受ける事業については、原則として、2年目は6万6千円、3年目は3万3千円を限度とする。

(助成の制限)

第6条 同一団体に対する助成は、原則として、当該年度中1事業を限度とする。

(交付申請)

第7条 当該年度に実施する事業について、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、4月1日から5月31日までの間に、公益財団法人石川県国際交流協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) その他申請の参考となる書類

2 予算の余剰が有る場合においては、前項の規定にかかわらず、別途申請期間を定め追加募集することができる。

(選考委員会)

第8条 理事長は、前条第1項の助成金を交付すべき事業を選考するため、草の根国際活動支援助成金交付事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員長は、協会の専務理事をもって充てる。

3 選考委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 協会の理事の中から理事長が指名した者

(2) 石川県国際交流課長の職にある者

(3) 独立行政法人国際協力機構北陸支部長の職にある者

4 前項第1号により選出された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(交付決定)

第9条 理事長は、第7条により申請のあった事業を選考委員会に諮り、助成金を交付すべき事業を決定する。

2 理事長は、助成金交付事業を決定したときは、申請者に対し文書をもって通知するものとする。

3 交付決定には、必要な条件を付けることができる。

(助成事業の変更等)

第10条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の場合は予め、助成金変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出してその承認を受けなければならない。この場合において理事長は、必要に応じ交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 交付申請の内容を変更するとき。ただし、助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合、及び、事業に要する経費の配分についてその20%以内の額の増減の場合、を除く。

(2) 事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったとき

(3) 事業を中止するとき

(事業の完了報告)

第11条 助成事業者は、助成事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第9条第2項の通知があった日に事業が完了している場合は通知があった日から1ヶ月以内に、事業が完了していない場合は事業が完了した日から1ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。ただし、通知があった日又は事業が完了した日から1ヶ月後の応答日が翌年度の4月1日以降となる場合は、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(3) その他事業の成果を示す書類

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の実績報告書を受領した場合においては、その内容を審査し、
適当と認めたときは、助成金の額を確定する。

2 理事長は、助成金の額を確定したときは、その旨を助成事業者に対し文書をもって
通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた助成事業者が、助成金の交付を受けよ
うとするときは、助成金精算払い請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければ
ならない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず助成事業の実施上必要があると認めるときは、
交付決定額の一部又は全部を概算払いすることができる。その場合、助成事業者は
概算払い請求書(様式第10号)に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に
提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当
該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき
- (2) 期限内に事業を完了する見込みがないとき
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき
- (4) 申請の内容と実施内容が著しく異なるとき
- (5) 交付決定に付した条件に違反したとき
- (6) その他助成金を交付することが適当でない認められるとき

(助成金の返還)

第15条 前条の規定により、助成金の交付決定の取消を受けた団体が、既に助成金の
交付を受けているときは、理事長が定める期限までに、その定める額を返還しなけれ
ばならない。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第16条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整
備し、5年間これを保存しなければならない。

(報告)

第17条 理事長は、必要に応じて、助成事業者に対して助成事業の実施状況及び助成
事業に係る経費の収支状況について、報告を求めることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付及びこの要綱の運用に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- この要綱は平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は平成22年3月1日から施行する。
- この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別表

分類	科目	備考
ア 全額を対象経費として算出するもの	講師謝金 講師旅費 会場費 通信運搬費 消耗品費 通訳料 印刷費 記録費 借上料	会場借上料、会場設営料、看板料等 写真代等 車輛等
イ 半額を対象経費として算出するもの この部分から算出される対象経費は、アを超えることができない	交流会費 教材費 資材費 原材料費 土産代	飲食費等
ウ 対象経費とならないもの	旅費 宿泊費 寄付金 建設費 設備費 人件費	寄付物品の購入費も含む

本表にない費用の取り扱いについては、協会が審査の上、決定する。